

3 成田国際空港航空機騒音調停申請事件

(平成21年(調)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成21年7月17日、茨城県の住民ら48人から、空港会社を相手方(被申請人)として調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、航空機の騒音によって静かな生活環境を破壊され、長年迷惑をかけられているとして、被申請人に対し、①航空機による騒音が暗騒音レベル(30dB)を超えないこと、②申請人の居住地区での上空飛行を差し止めること、③損害賠償金を支払うことなどを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、7回の調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど手続を進めている。